

※ 2022年11月に法制審議会家族法制部会は、「家族法制の見直しに関する中間試案」を取りま
とめ、12月6日から今年（2023年）2月17日までの期間で意見募集を行いました。この
ため当会として以下の意見書を送りました。

＜法務省民事局参事官室宛＞

家族法制の見直しに関する中間試案に関する意見書

2023年2月17日

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

1. 民法795条但書の、婚外子とその実母への養子縁組強制の廃止を求める。

養子制度に関して民法第795条は、「配偶者のあるものが未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。但し、配偶者の嫡出である子を養子とする場合または配偶者
がその意思を表示することができない場合はこの限りでない」と規定されている。この但し書き部分の「配偶者の嫡出である子を養子とする場合」を「配偶者の子を養子とする場合」に改正するよう求める。

現在の規定は、実の親子であるにもかかわらず本人及び実親の意思に関係なく、婚外子とその親に養子縁組を強制するものとなっている。

このために、「自分の子をなぜ養子にしなければならないのか」という実親の素朴な疑問・違和感と精神的負担、および実の親と養子縁組をさせられる婚外子本人の同様の思いに注目しなければならない。本来、未成年者の養子縁組は、子の利益を第一に考えて行われるべきであり、このような強制がそれに反していることは明らかである。

以下のような母からの思いが当人の手記に述べられている。

「婚姻届をもらいに行った市役所の窓口では、子どもがいると話すと「養子縁組届」も用意された。〇〇(旧姓)△△が産んだ子を養子とし、養父が夫、養母が◇◇△△になることを、親権者母〇〇△△が代諾する、という婚姻前後の立場の私が2人登場する何とも複雑なものだ。自分が産んだ子でも自分は“養母”になり、“養子”と表現されるのかと驚いた。戸籍謄本全部事項証明を取ると、この経歴が記されている。息子がこれを初めて見た時は「自分って養子なのかあ」と少なからずショックを受けていたようだ。」

さらに当会には、「なぜ自分の子と養子縁組をしなくてはいけないのか、大変な違和感があっ

た。」「子を夫の養子にしたかったが、自分も実子を養子にしなければならないということに耐えられず、あきらめた。」などの思いが寄せられている。

ところが「嫡出子」の場合は、実親との養子縁組が強制どころか養子縁組から除外されている。これは差別ではないのか。

法務省との意見交換の際、「なぜこんな制度を続けるのか」との当会からの問いに対し、「夫婦の一方にとっては嫡出子なのに他方とは嫡出でない子というのは不自然」との回答があった。しかし、実子と養子縁組を強制される方がよほど不自然である。また戸籍の実父母との続柄欄と養父母と続柄欄に同一人が記載されるというのも不自然である。

現在の規定にある但書を入れたのは、1987年の改正によってである。改正前の規定は、「配偶者のあるものは、その配偶者ととともにしなければ縁組をすることができない。但し、夫婦の一方が「他の一方の子」を養子にする場合は、この限りではない。」とされていて、婚外子に実母との養子縁組を強制するものではなかった。

しかし改正後の規定では、「配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者ととともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。」と、婚外子に実母との養子縁組が強制された。

2013年相続差別規定廃止前のこの規定の評価（澤田省三著「ガイダンス戸籍【養子縁組・離縁編】19頁）は、「養子縁組をしなかった親との関係では依然として「嫡出でない子」ということになり、子の利益という観点からは妥当ではない。改正によって子の不利益を是正したものと云える。」というものであった。

確かに、2013年の改正以前は民法900条第4号但書前段の規定により、「嫡出でない子」の相続分は、「嫡出子」の2分の1と定められていたため、婚外子が養親からの相続では嫡出子と同等の法定相続分となるにもかかわらず、実親からの相続では、嫡出子の2分の1となるため、このようなことを避けるため子の利益のためという事で一定の理解ができた。

しかし2013年民法の一部改正により「嫡出子・嫡出でない子」の相続分が同等となった以上、子の利益の尊重の観点からも、また子の精神的苦痛や子の幸福の観点から考えても、養子縁組においても「嫡出子・嫡出でない子」の区別を廃止すべきである。

もし、「嫡出でない子」であることによって、何らかの不利益を被ることがあるとすれば、それは差別であり、そうした差別をなくすことこそが求められているというべきである。

2、 嫡出概念の廃止（親の婚姻の有無で子の身分を分けないこと）を求める。

1） 差別は、必要のない区別をすることから始まる。

ましてや「嫡出でない子」などという呼称を与えることは、婚外子を社会的劣位に置き、差別を助長していると言わざるを得ない。この区別がもたらす差別的意味は、相続の差別が廃止され、「嫡出子・嫡出でない子」を区別する最も大きな理由がなくなったにもかかわらず、その

区別を続けているという意味において、そのことが意味する差別性はより大きなものになった。

国際人権関係諸条約の委員会からしばしば指摘され是正を勧告されている（1993年の自由権規約委員会から初勧告を受けて以来昨年の自由権規約委員会勧告まで13度にわたって婚外子差別法制度の撤廃が勧告され、2013年の相続差別規定廃止以降でも、2016年女性差別撤廃委員会、2019年子どもの権利委員会、2022年自由権規約委員会から勧告されている）ように、嫡出概念をはじめとした婚外子差別法制度の廃止が求められている。

日本では親が結婚しているか否かで、子どもを「嫡出子・嫡出でない子」と二分しているが、そもそも親の婚姻と子の身分を連動させるべきではない。すでに多くの国で、法律婚制度は維持しながら、子どもの人権の観点から、親の婚姻と子の身分は切り離し、嫡出概念が廃止され、子は「子」としてのみ法律で規定されている。

婚外子への相続差別を維持していたドイツやフランスでも、国際人権諸条約委員会から婚外子差別廃止の勧告を委員会から受けていた。ドイツは1997年に相続差別規定を廃止し、同時に嫡出概念も廃止した。フランスではヨーロッパ人権裁判所の判決を受け、2001年に相続差別規定が廃止され、2005年に嫡出概念を廃止した。家族法で親の婚姻の有無によって子を区別する規定はなくなり、「嫡出子・嫡出でない子」や「婚外子・婚内子」等の言葉は一切使われていない。

2) 嫡出概念の維持がさらに差別を生む。

2013年の相続差別規定廃止以後も、婚外子法制度全般の見直しを怠り、嫡出概念を維持してきた。国内外からしばしば差別的と指摘されてきた出生届の「嫡出子・嫡出でない子」の別の記載欄も廃止せず、2004年10月以前に戸籍に記載された婚外子の父母との続柄は「女・男」と記載されたままである。

本人または同籍の母の申出で、「長女・長男」方式の記載に変えることはできるが、差別を受けてきたものが自ら名乗り出るのは精神的負担が大きく、続柄の更正を申し出た婚外子は、制度導入から18年経ってもわずか2%程度でしかない（制度開始の2004年11月時点で婚外子の数を250万と推定）。従前の記載の履歴をなくす再製申出に至っては、数少ない更正申出件数のうちのわずか12%しかないという状況である。制度を利用して「男・女」と言う続柄の履歴まで消した婚外子は、0.25%程度と言うことになる。

法務省から各自治体へは、「『男・女』の記載の履歴をなくすためには、更正申出のみではなく再製申出も必要であり、更正申出をした人にはそのことを必ず説明するように」との文書による指示が何度も繰り返されてきたが、その通りに実行している自治体はほとんどない。これは制度自体に欠陥があると考えざるを得ない。

もし父母との続柄を「女・男」又は、「子（女）、子（男）」等として、「長・二・三・…」等の長幼の序列を廃止すれば、申出ではなく、職権で自治体が一斉に変更できる。

1995年自治省（現在の総務省）は、住民票続柄記載が、「嫡出子」は「長女・長男」方式で、「嫡出でない子」は「子」、養子は「養子」と記載されていたことが差別的であるとして、「嫡出子・嫡出でない子」「実子・養子」の区別なく一律に「子」に変更している。

しかし、戸籍では家制度下での家督相続の順位を明らかにするための続柄であった「長女・長男」式の続柄を維持したために、長幼の序列のない「女・男」の記載に新たに序列をつけることが必要になったが、これは事務負担が大きすぎて困難との理由で、婚外子からの申出で行うことになった。

しかし、長幼の序列の記載は民法上の要請ではなく、必要とはいいがたいものであり、不要な記載を維持するために差別的記載が是正できないとすれば、本末転倒と言うべきである。

3) 父の決定については、「嫡出推定」と「嫡出でない子の認知」の2つに分けるのをやめるべき。

例えば、父は、①出生時における母の夫 ②認知した者 ③裁判によって確定した者、とする。そして、父親の決定方法は複数あるが、子の身分は1つとする。これによって、婚外子・婚内子の身分を分ける理由の一つがなくなる。

なお、①母の婚姻による父性推定は、一定の条件の下で母による留保を認め、父欄空白での出生届を認めるべきである。また、②認知は、胎児のみならず未成年の間は、唯一の確実な親である母の同意を必要とし、母の同意のない認知は家裁の審判によるものとすべきである。

以上は、父の決定にあたり、父が誰かを最もよく知りうる者（母）の見解を尊重するものであり、生物学的真実性に基づく合理性を有すると考えられる。

こうすれば虚偽の父子関係を嫌って出生届が出せずに、子が無戸籍となる問題はほぼ解決できるのではないか。

また子の戸籍は唯一の確実な親である母の戸籍に入るものとすべきである。

3、 共同親権について

基本的には、原則共同親権とすることには反対である。また、ケース毎に判断するとしても現状では時期尚早である。

単独親権では何が問題なのか、それを解決するために共同親権以外の方法がないのか、等についての検討が不十分である。

また共同親権にした場合に危惧される様々な問題について解決策が示されていない。例えば、DV 被害から逃れようやく離婚が成立した母子家庭への親権を利用した DV 夫の不等な介入にどう対応するのかは、深刻な、かつ現実的な問題である。

当面の問題として、離婚後も子の養育等について父母であるいは子を入れて親子での議論が可能な場合は、特に共同親権でなくとも問題の解決は可能であろうし、もしそれが不可能な状況であれば、子は父母の間で引き裂かれるという精神的に大きな負担を負うことになる。これは子の最善の利益に反することになるのではないか。

総じて、共同親権を論じる前に、男女間の格差・差別の解消や、家事育児を圧倒的に女性が担っている現状の是正が不可欠であると考え。これは離婚後の共同親権とは直接関係がないように思われるかもしれないが、この男女間の差別・社会的力関係を放置したまま共同親権と

いうことになれば、子が母と同居している場合は、親権を利用した母子家庭への不当な介入を招きかねないし、子が父と同居している場合には、母の親権は名ばかりとなりかねない。

まずは、ジェンダー平等を推進しつつ、母子家庭への手厚い支援が必要である。

裁判離婚で養育費を決めても、実際は支払われない例が多い。判決に基づいて強制徴収しようとしても、相手の財産状況を調べ、どの財産を差し押さえるのかなどは、全て養育している親が調べなければならず、余りにも負担が大きい。まずは養育費の国による立て替え払いと代行徴収制度が必要である。

離婚が成立しても DV 被害者は、親子ともに精神的に追い詰められている場合も多く、カウンセリングなど十分な支援が必要である。また、DV 加害者への強制カウンセリングを設けることが必要である。

共同親権の問題はこれらの問題を解決した後に、十分な時間をかけて議論すべきである。この順序を逆にしたまま共同親権を先行させれば、母子家庭や離婚した母親の生活は悲惨なものになりかねないことを強く危惧する。

以上